

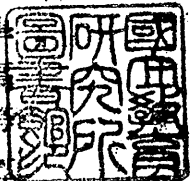
27

發 250 號

昭和 三

月二十九日

文部次官 山崎 匡 輔



官公私立大 門 學校長

地 方 長 官

殿

御眞影奉安殿の撤去について

このまゝについては、昨年十二月二十二日附發學九八號、本年一月三十

日附發學四九號で夫々通牒しましたかその取扱について今後左記の點を

御了知の上、適當に措置して下さい

1-2  
31

文部 2

一 校舎の外にある御眞影奉安殿は神社様式をもつか否かの區別なく教育上の考慮を十分拂ひつつすべて撤去すること。撤去が非常に困難なものではあるかぎり原形を止めないやうにすること。

二 校舎の内にあるものについては、撤去できるものは撤去し、撤去が困難で而も金庫、倉庫等の他の目的に使用することが適當であるものに限る限り残存せしめ、その目的に使用すること。

三 以上の措置の結果は大學高等專門学校に於ては文部省に、その他の学校は地方長官が取纏め文部省に報告すること。